

🚲 高校生駐輪場利用助成

をご利用ください

高山市では、保護者の経済負担の軽減などを図るため、高校生の駐輪場利用料に対する助成が受けられます。この制度をぜひご利用ください！

1 助成対象者

- ・ 高山市内の有料駐輪場を1か月以上定期利用している高校生の保護者
- ※高山市内在住の方に限りません。

2 助成内容

- ・ 定期利用料の4分の1
- ・ 1か月あたり上限 500円（10円未満の端数切捨て）
- ※四半期ごとに交付します。申請日から数か月かかる場合があります。

3 申請方法

- ・ 📱 オンライン申請
右のQRから簡単便利なオンライン申請をご利用ください。
- ・ 📄 書面（郵送可）



🕒 申請期間

令和8年度中の利用料は、令和8年4月1日から令和9年3月15日までに申請ください。

📄 必要な書類（申請）

- ① 学生証の写し（令和8年度のもの）
- ② 通帳またはキャッシュカード（申請者名義の口座に限る）
- ③ 駐輪場発行の領収書（申請者又は高校生の氏名が記載されたもの）

⚠️ その他ご注意

定期利用を中途解約した場合は、補助金の変更・返還が必要となりますので、速やかにこども政策課までご連絡ください。

📞 お問い合わせ・申請窓口
高山市役所 こども政策課

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
Tel : 0577-57-7001 | E-mail : kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp



高山市ホームページ

🔍 詳細は「高山市 自転車駐車場利用料助成事業補助金」でご検索いただくか、市ホームページをご確認ください。